ときは、都道府県知事に対し、前項の認定書の交付を受けた認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第九条第一項及び第二項柱書き中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、」を「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数」を「計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数」に改め、同項第四号、第五号、第八号及び同条第三項柱書き中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、」を「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数」に改め、同項第四号、第五号、第八号、同条第四項、第五項及び第六項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

7　経済産業大臣は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十条第三項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項及び第五項中「（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を削る。

第十一条第三項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項及び第五項の表中「（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を削る。

第十二条第一項から第十項まで及び第十一項柱書き中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第十一項第二号中「（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を削り、同条第十二項、第十三項及び第十四項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

15　経済産業大臣は、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十三条の見出し中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「いずれにも該当すること」の下に「（特別贈与認定中小企業者であった者の経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。）」を加え、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　削除

第十三条第一項第二号中「特別贈与認定中小企業者等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない」を「特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない」を「特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない」に改め、同項第七号中「特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない」に改め、同項第七号ロ中「特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない」を「特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない」に改め、同条第三項、第四項及び第五項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

6　経済産業大臣は、特別贈与認定中小企業者等における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた及び同項の規定により通知された特別贈与認定中小企業者等並びに前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十三条の次に次の三条を加える。

（災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認）

第十三条の二　特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者（以下「災害等特例中小企業者」と総称する。）は、次に掲げる事由のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一　当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における資産の帳簿価額の総額に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。

二　当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特例中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所（常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。以下「被災事業所」という。）において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。

三　当該災害等特例中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者及び特別相続認定中小企業者であった者を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。

イ　当該災害等特例中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1)　当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の前日において、同法第二条第五項第一号に定める経済産業大臣が指定したもの（以下イ及び次項において「再生手続等申立事業者」という。）に対して五十万円以上の債権（同号に規定する債権をいう。）を有していること。

(2)　当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

ロ　当該災害等特例中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1)　中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2)　中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額